

## 託送供給等約款の変更届出について

当社は、本日、電気事業法第 18 条第 5 項<sup>※1</sup>の規定にもとづき、「託送供給等約款<sup>※2</sup>」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

### 1. 主な変更内容

- ・ 需給調整市場における低圧リソースの活用および機器個別計測の導入

国の審議会<sup>※3</sup>において、需給調整市場における低圧リソースの活用および機器個別計測について導入することになったため、当該リソース活用時のバランシンググループの組成方法やインバランス算定・処理方法等を供給条件に反映しました。

- ・ 託送料金の口座振替の導入

国の審議会<sup>※4</sup>において令和 8 年度中の導入予定としていた託送料金の口座振替化について、供給条件に反映しました。なお、具体的な導入時期は、別途お知らせいたします。

### 2. 実施日

令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。

### 3. 添付資料

[託送供給等約款変更届出書](#)

※1：電気事業法第 18 条第 5 項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

※3：第 65 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 9 月 27 日開催）

※4：第 59 回料金制度専門会合（令和 6 年 8 月 20 日開催）

以 上